

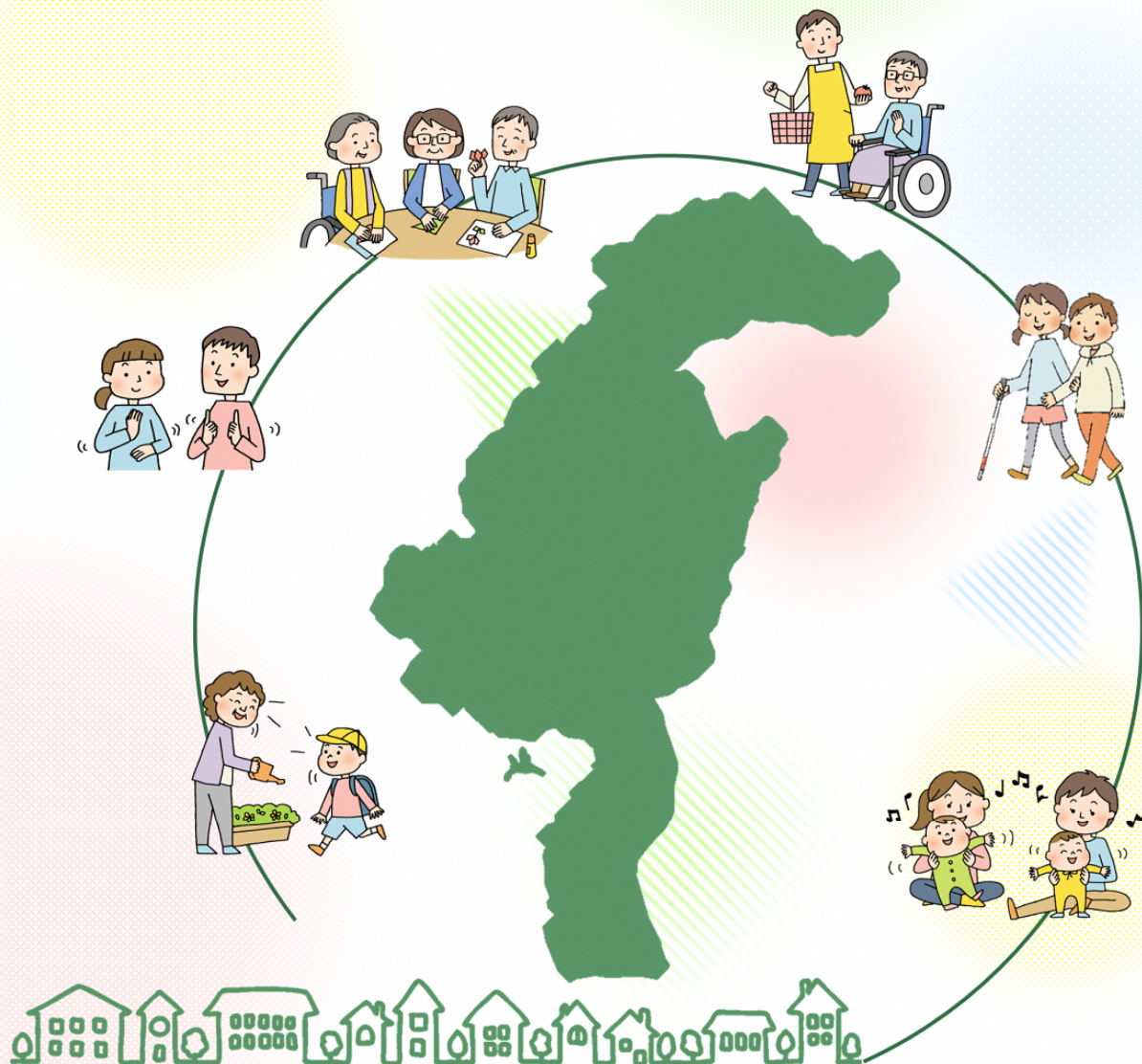
がいようばん  
概要版

Kawanishi City Disabled Persons Plan

かわにしししょう

しゃ

# 川西市障がい者プラン 2029



じぶん かがや

## 自分らしく輝き

<

つづ

きょうせいしゃかい

じつげん

## ともに暮らし続けられる共生社会の実現



川西市  
Kawanishi City

## ■障害者の「害」の表記について

本市では、障害者の「害」の表記について、「障害」という言葉が単語あるいは熟語として用いられ、前後の文脈から人や人の状態を表す場合は、「害」の字をひらがなで表記することとしています。ただし、法令の題名や固有名詞などで「害」を漢字で表記しているものは、漢字のまま表記しています。

# 1. 計画の策定にあたって

## 計画策定の趣旨

障がい者の多様化や本人及び介護者の高齢化が一層進んでおり、親なき後を見据え、障がい者が自らの望む地域生活を営むための支援の充実が求められているほか、地域生活への移行を進めていくための仕組みづくり、就労促進、権利擁護、障がい児支援といった様々な課題への対応が求められています。

そこで、「誰一人取り残さない」というSDGsの理念を踏まえ、障がい者を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき、社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえるとともに、中長期的な視点に立って、障がいの有無にかかわらず、誰もが社会の一員として、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を推進していくため、本市が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めるべく、第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画を含む、「川西市障がい者プラン2029（第8次川西市障がい者計画）」（以下「本計画」という。）を策定するものです。

## 計画の位置づけ及び期間

本計画は、障がい者基本法に基づく「市町村障がい者計画」、障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に定めた計画です。関連する分野別計画との調和、整合を図りながら、達成すべき障がい者施策の目標と具体的な方策を明らかにしています。

障害福祉計画及び障害児福祉計画は基本指針により3年を1期として定めることとされているため、令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

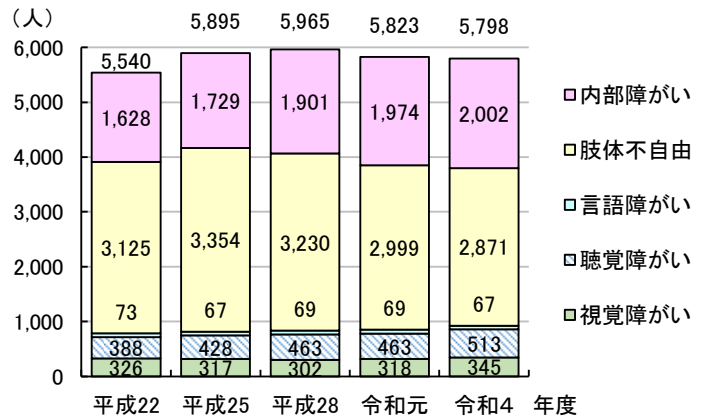
令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)
第7次障がい者計画			川西市障がい者プラン2029（第8次障がい者計画）					
第6期障がい福祉計画			第7期障がい福祉計画			第8期障がい福祉計画		
第2期障がい児福祉計画			第3期障がい児福祉計画			第4期障がい児福祉計画		

## 2. 川西市の障がい者の状況

### 身体障がい者

平成28年度以降、身体障害者手帳所持者数は減少傾向で推移しており、令和4年度の身体障害者手帳所持者数は5,798人となっています。

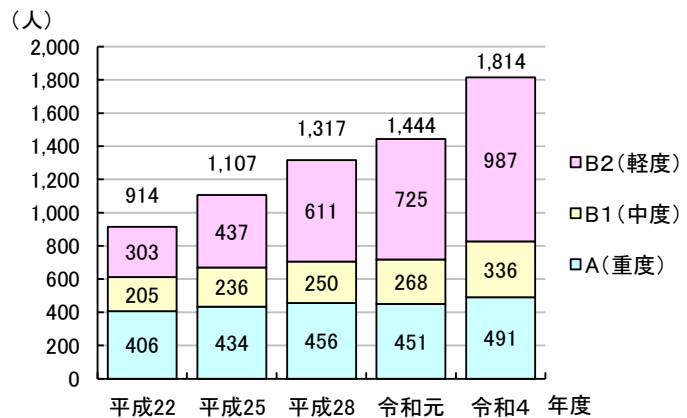
障がい種別では肢体不自由が最も多く、約半数を占めています。



### 知的障がい者

令和4年度の療育手帳所持者数は、1,814人となっています。令和元年度からの3年間で、同手帳所持者数は約1.26倍に増加しています。

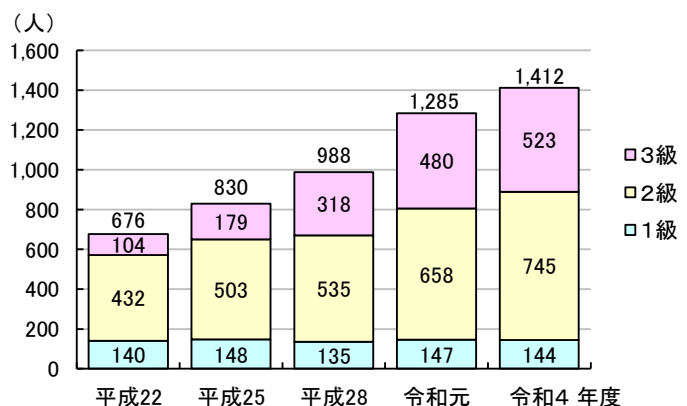
障がい程度別の構成比では、軽度（B2判定）の割合が特に増加しています。



### 精神障がい者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は、増加傾向で推移しており、令和4年度では1,412人となっています。

障がい程度別の構成比では、2級、3級の割合が特に増加しています。



# しょう しゃ と ま かだい 障がい者を取り巻く課題

<p>きょうせいしゃかい 共生社会の すいしん 推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がいや障がい者への理解促進などを通じて、差別や偏見の解消を行っていく必要があります。</li> <li>● 障がいの有無にかかわらず、互いに交流できる機会を提供していくことが求められます。</li> <li>● 多様性を理解するため、学校教育等の幼い頃からの教育が必要とされています。</li> </ul>
<p>せいかつかんきょう 生活環境</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者が地域や社会活動へ参加するために重視することでは、移動手段や歩道等の整備など、障がい者が外出しやすい環境が求められています。</li> <li>● 障がい者やその支援者に防災意識の向上に向けた取組を行うとともに、避難行動要支援者の登録促進や地域での見守りの体制など、支援体制も整えていく必要があります。</li> </ul>
<p>しょう しゃ 障がい者の こよう しゅうろう 雇用・就労</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者においては、企業などで正規雇用として働きたいと希望される人も多く、受入体制や支援体制を整えていくことが必要です。</li> <li>● 企業と行政が連携しながら障がい者の雇用の場の確保に努めていく必要があります。</li> </ul>
<p>しゃかいさんか 社会参加の そくしん けんりようご 促進、権利擁護</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 障がい者の地域活動への参加や地域との交流について望むことでは、参加しやすい地域活動や地域活動に関する情報発信などが求められています。</li> <li>● 企業や事務所などの働く場や飲食店などにおいても引き続き、合理的配慮を求め続けていく必要があります。</li> </ul>
<p>しょうがいふくし 障害福祉 サービス</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 引き続き、障害福祉サービスの質の向上を図っていく必要があります。</li> <li>● 情報発信について、わかりやすい表現など理解しやすい配慮を行うとともに、知りたい情報が障がい者や支援者に届くよう、広報誌や窓口での情報提供体制の充実を図っていく必要があります。</li> </ul>
<p>しょうがいこ 障がい児への しえん 支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 就労系サービスのニーズが高く、これらサービスの充実が求められます。</li> <li>● 福祉教育の観点からも障がいの有無にかかわらず、子どもの頃から障がいのある子どもとふれあい、交流ができる場が求められています。</li> </ul>
<p>おや あと 「親なき後」 について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 家族と生活が続けられるための支援とともに、その後、一人で生活できる支援や施設の整備など親なき後のサポート体制の充実が望まれています。</li> <li>● 一般市民は、障がい者が近所で暮らすことや施設を整備することに肯定的であると同時に不安も感じているため、障がいへの理解を深め、不安を解消するための支援体制の構築が課題です。</li> </ul>

# 3. 計画の基本的な考え方

障がいの有無にかかわらず、すべての人が個性を尊重され、誰もが自己の決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、自分らしく輝き、地域のすべての人と支え合い、つながり合いながら、ともに幸せに暮らし続けられる共生社会の実現をめざし、本計画の基本理念を次のとおり定めます。

自分らしく輝き  
ともに暮らし続けられる共生社会の実現

**基本目標 1**  
ともに学び、活動し、ともに支え合う共生社会の推進

**基本目標 2**  
自分らしく輝き、多様な社会参加と自立に向けた支援の充実

**基本目標 3**  
一人ひとりに寄り添った幸せな暮らしの実現

**基本目標 4**  
障がいのある子どもたちの健やかな育成と豊かな未来の実現

## ○成果指標（アウトカム指標）

項目	方向性	基準値	中間目標	目標値
		(R4)	(R8)	(R11)
幸せに関する市民の実感平均点数（10点満点）（市民実感調査より）	↑	7点	7.4点	7.7点
社会と関わりのある生活をし、充実していると思う市民の割合（市民実感調査より）	↑	60.3%	64.0%	67.0%
自治会やコミュニティ、ボランティアやNPOの地域づくり活動によって、お互いに支え合っていると考える市民の割合（市民実感調査より）	↑	40.5%	42.5%	44.0%
生活道路が安心して通行できると思う市民の割合（市民実感調査より）	↑	62.1%	65.0%	68.0%

# 4. 施策の展開

## 基本目標 1

### ともに学び、活動し、ともに支え合う 共生社会の推進



障がいに対する理解への啓発活動を進めるほか、地域との交流活動や福祉活動に携わる人材の育成、多様な学習の場を通じ、相互理解を深め、ともに支え合う、つながり合うことのできる地域づくりを進めます。また、すべての人にとって安全、安心で暮らしやすい地域づくりのために、施設等のバリアフリー化や防災、防犯を推進します。

#### ◆◆ 施策体系 ◆◆

1. 共生社会の推進	
(1) 啓発活動の推進	(2) 地域における障がい者と住民との交流促進
(3) 担い手の育成とネットワークづくりの推進	
2. 相互理解の推進	
(1) 福祉教育の推進	(2) ダイバーシティの推進
3. 暮らしやすい生活環境の整備	
(1) 福祉のまちづくりの推進	(2) 移動・交通対策の推進
(3) 防災、防犯等の推進	

#### ◆◆ 重点施策 ◆◆

### 地域のネットワークづくりの推進

相談支援事業をはじめとする地域における障がい者等への支援体制の整備に関し、中核的な役割を担う「市障がい者自立支援協議会」を課題の共有と解決の場として機能強化させ、当事者や障がい福祉関係者等と行政が連携しながら対応します。また、同協議会を強化するために、協議内容の充実を図り、より実行性のある障がい者施策を推進します。

活動指標

項目	方向性	基準値 (R4)	中間目標 (R8)	目標値 (R11)
福祉ボランティア数 (第6期地域福祉計画より)	↑	4,831人	5,440人	5,940人
手話サポーター養成者数	↑	0人	300人	600人

主な施策 (新規施策)

インクルーシブ教育の環境づくり

障がいの有無にかかわらず、互いに認め合いながらともに生きる社会を実現するために、障がいや障がい者についての正しい認識と理解の促進を図ります。

川西市手話サポーターの養成

市手話言語条例に則り、手話やろう者などへの理解を深めるとともに、地域で見守り、支える「手話サポーター」を養成します。

支え合い、認め合いの広報、啓発活動の推進

様々な属性や背景を持つ人々がともに生きる社会を実現するために、支え合い、認め合う社会の構築に向けた広報、啓発活動を推進します。

社会制度改革の推進

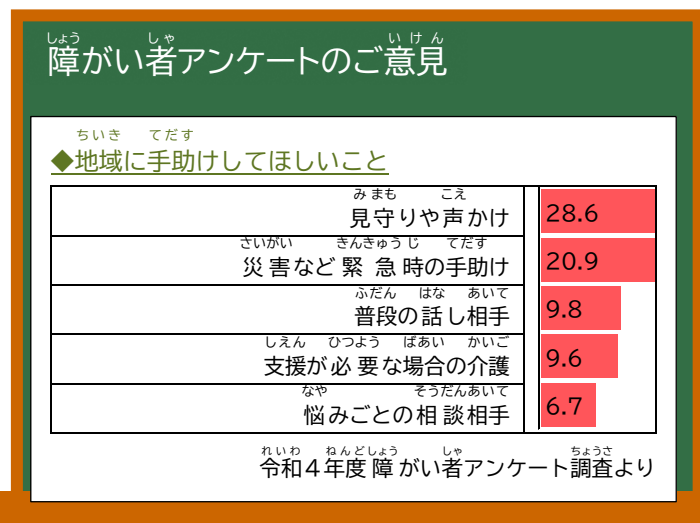
障がい者の権利を保障するため、障壁となっている制度や条例の点検を行い、必要な改革につなげていきます。

「川西行方不明者SOSネット」の推進

24時間365日行方不明者情報をメール配信する「川西行方不明者SOSネット」を運用し、行方不明時の早期発見に努めます。

消費者トラブルの防止

消費生活の相談を行うとともに、障がい者等に対する不当な勧誘などの悪質な商法、特殊詐欺等を未然に防止するための啓発活動を行います。





自分らしく輝き、多様な社会参加と

自立に向けた支援の充実



障がい者が持っている力を発揮し、自己実現を果たすために障がい者の雇用、就労を支援する拠点づくりを進め、一般企業などでの就労が困難な人を対象とする働く場や活動の場の充実や、障がい者の就業拡大などを更に推進するとともに、多様な文化活動、スポーツ活動の促進を通じ、余暇の充実を図ります。また、情報提供、意思疎通支援の充実、権利擁護等の推進を図ります。

◆◆施策体系◆◆

<b>1. 雇用・就労支援体制の充実</b>
(1) 一般就労（障がい者雇用）の促進      (2) 福祉的就労の推進
<b>2. 社会参加の促進</b>
(1) 情報アクセシビリティの向上及びコミュニケーションの支援 (2) 社会貢献活動や各種交流活動への参加促進 (3) スポーツ・文化芸術活動の促進      (4) 選挙権の行使に係る配慮
<b>3. 権利擁護の推進と虐待の防止</b>
(1) 権利擁護支援の充実

◆◆重点施策◆◆

障がい者の雇用・就労促進拠点の創設

障がい者等の一般雇用及び福祉的就労に関する支援を総合的に取り組む拠点を創設します。障害者手帳所持者に限らず、発達障がいなど就労に何らかの悩みを抱えている方も対象とし、障がい者等の働きたいという希望を実現するため、総合的に就労促進を図り、障がい者の自立した社会参加を推進していきます。

◆◆活動指標◆◆

項目	方向性	基準値 (R4)	中間目標 (R8)	目標値 (R11)
障がい者の雇用・就労者数	↑	1,578人	1,838人	2,050人
就労定着支援事業の利用者数 (1か月当たりの実利用人数)	↑	20人	28人	35人

## ◆◆ 主な施策（新規施策） ◆◆

### 農福連携による就労支援

関係所管と連携し、市内の農地を活用した障がい者の就労機会の創出に努めます。

### 共同受注窓口の設置

障がい者就労施設で提供できる構内加工や役務、自主製菓の販売などの斡旋、単独の施設では請け負えない大口注文の調整、契約等を行う共同受注窓口を設置します。

### 就労選択支援事業の実施

障がい者の希望や能力、適正に応じて、就労先の選択への支援（就労アセスメント）を行うとともに、就労後に必要な配慮等を整理し、障がい者の就労を支援します。

### 電話リレーサービスの周知、啓発

聴覚や発話に困難がある人と聞こえる人とを、通訳オペレータが手話又は文字と音声を通訳することにより、24時間365日、電話で双方向につながる公的サービスで、広く市民等へ周知を図り、障がい者等の社会生活又は日常生活を支えます。

### 手話言語条例に基づく施策の推進

「川西市手話言語条例」に基づき、手話が言語であるとの認識を基盤として、手話に対する理解の促進と手話の普及を図るとともに、手話を使用しやすい環境を整備するために必要な施策を推進します。

### ウェブアクセシビリティの向上

障がいの有無にかかわらず、誰もがインターネットで提供されている情報を利用できるよう、研修やシステムでのチェックの強化等を通じ、職員等の意識を高めるとともに、わかりやすい公式ホームページの作成に努めます。

### 障がい者の文化芸術活動への

#### 参加促進

文化芸術施設などのバリアフリー化やアクセシビリティの向上を図り、障がい者と一般市民がともに参加できる文化芸術活動や交流会の開催を促進します。

ちく おも いげん  
地区ワークショップの主なご意見

◆障がい者の活躍の場づくりに向けて

- 障がい者それぞれの特性に応じた働き場所をつくる
- 企業の誘致、受入れを行う
- 企業、公的機関等も加わって就労の支援を行う
- 作業所やグループホームを見学、学べたりする機会を設ける
- 障がい者の学校卒業後の仕事場や通える施設を確保する

ひとりよそ  
一人ひとりに寄り添った

しあわく じつげん  
幸せな暮らしの実現



福祉サービスや保健・医療サービス、その他サービスの充実に努めます。

また、親なき後も障がい者が、地域で安心して暮らすために、本人に寄り添った「オーダーメイド支援プラン」を作成するとともに、相談支援体制の充実、地域生活支援拠点の機能強化を図り、「誰一人取り残さない」よう支援していきます。

施策体系

1. 相談しやすい体制づくりと情報提供の充実	
(1) 相談・情報提供の拠点の充実	(2) 身近な地域での相談と情報提供体制の充実
2. 生活支援施策の充実	
(1) 障害福祉サービス等の充実	(2) 福祉用具の普及促進
(3) 経済的支援策の推進	(4) 居宅生活の支援
(5) 福祉人材の確保・育成	
3. 保健・医療サービスの充実	
(1) 障がいの原因となる傷病の予防と早期発見及び機能訓練体制の充実	
(2) 障がい者医療の充実	(3) 精神保健対策の推進

重点施策

親なき後をみんなで支える「オーダーメイド支援プラン制度」の推進

障がい者の望む暮らしを実現するため、障害福祉サービス等利用計画等の作成に加え、親なき後や障がい者が高齢になったときなどの将来を見据えた「オーダーメイド支援プラン」の作成を推進します。

相談しやすい窓口の構築

障がい者の生活に寄り添い、意思決定を支援し、地域生活における不安の解消や、制度や支援サービスの適切な利用につなげるための相談支援の充実を図ります。また、相談支援の中核機関である「市障がい者基幹相談支援センター」、各地域の委託相談支援事業所などの相談窓口の認知度の向上や、誰もが相談しやすい、わかりやすい窓口づくりを進めます。



## ◆◆活動指標◆◆

こもく 項目	ほうこうせい 方向性	きじゆんち 基準値 (R4)	ちゅうかんもくひょう 中間目標 (R8)	もくひょうち 目標値 (R11)
「オーダーメイド支援プラン」作成人数 (第6次総合計画より)※累計	↑	0人	750人	1,500人
グループホームの利用者数 (1か月当たりの実利用人数)	↑	173人	208人	235人
相談支援専門員の数(市内の相談支援 事業所に在籍している人数)	↑	31人	34人	36人

## ◆◆主な施策(新規施策)◆◆

### ピアサポートの推進

障がい当事者で支え合いや相談支援を行うピアサポートの活動を進めるとともに、ピアサポーターの確保に努めます。

### ヤングケアラーの支援

学校や地域において、ヤングケアラーを早期に把握し、関係機関との連携により必要な支援へつなげていく取組を推進するため、啓発、研修の実施や支援体制整備の充実を図ります。

### 福祉に触れる機会の創出

指定管理施設において、教育委員会が実施する「地域に学ぶ「トライやる・ウィーク」」事業に積極的に協力します。また、福祉事業を実践で体験し、子どもの頃から福祉に触れる機会を増やします。

### 福祉人材の確保

福祉人材の確保のため、委託相談支援事業所と協力して介護職員初任者研修を継続的に実施するとともに、人材の確保、育成の方策を講じます。

### 若年性認知症の人を対象とした

#### 就労支援等の実施

自立支援医療の給付や障害福祉サービスにおける就労支援など、状況に応じた適切な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、本人及びその家族への相談等、高齢者施策と一体的に行います。

### 「親亡き後」を見据えた体制づくり 意見交換会の主なご意見

- 相談したいとき、どこへ相談すればいいかわからない
- 好きなことばかりをして過ごしてしまう
- 親が亡くなった直後の手続きができない
- 病気になったら看病する人がいない
- 近所付き合いができるのか
- 身近な相談相手の存在
- 障がい者の介護に詳しいヘルパーの確保
- 必要なときにすぐに施設が利用できる体制
- 施設等での虐待やいじめ
- 成年後見人に対する理解の促進
- 緊急時の特別な食事や薬品などの提供

# 4

## しょう こ 障がいのある子どもたちの

## すこ いくせい ゆた みらい じつげん 健やかな育成と豊かな未来の実現



しょう うむ ひとり こせい とくせい おう そうだんしえん ていきょうたいせい  
障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの個性や特性に応じて相談支援、サービスの提供体制の  
せいび ひ つづ すす ちいきしゃかい さんか ほうよう すいしん ほけん  
整備を引き続き進めるとともに、地域社会への参加、包容（インクルージョン）の推進のため、保健、  
いりょう ほいく きょういく しゅうろうしえんきかん じぎょうしょ れんけい はか ほごしゃ ふく にゅうようじ  
医療、保育、教育、就労支援機関や事業所などと連携を図ります。また、保護者も含めて、乳幼児か  
ら さい よ そ しえん おこな せいじんき えんかつ いこう しえん  
ら18歳まで寄り添った支援を行い、成人期への円滑な移行を支援していきます。

### ◆◆施策体系◆◆

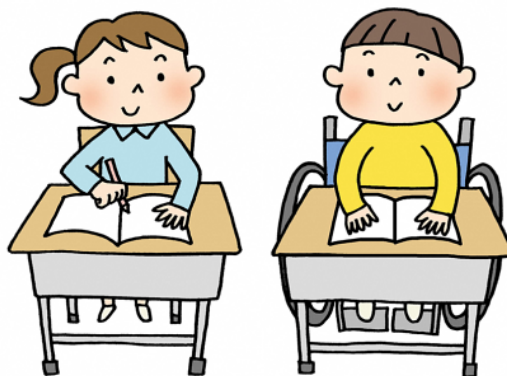
#### 1. 教育・療育環境の整備と交流教育の推進

- (1) りょういくたいせいと じゅうじつ  
療育体制等の充実
- (2) たよう きょういくきかい ていきょう こうりゅうきょういく じゅうじつ  
多様な教育機会の提供と交流教育の充実
- (3) きょうしょくいん しじつこうじょう きょういくないよう じゅうじつ  
教職員の資質向上と教育内容の充実

### ◆◆重点施策◆◆

#### しょう じ かが そうだんしえんたいせい じゅうじつ 障がい児に係る相談支援体制の充実

しょう ていど いりょうてき うむ ひつよう しえん すみ う しょうがいじ  
障がいの程度や医療的ケアの有無にかかわらず、必要な支援が速やかに受けられるよう、障害児  
そうだんしえんじぎょうしょ かくじゅう すす じどうはつたつしえん そうだんきのう きょうか はか  
相談支援事業所の拡充を進めます。また、児童発達支援センターにおける相談機能の強化を図ると  
ともに、すみ やかに てきせつ りょういく う 受けられることができるよう、ほけん いりょう ほいく ふくし きょういく じぎょうしょ  
行政等関係機関と連携の取れた相談支援体制を構築するなど、相談支援体制の充実を図ります。



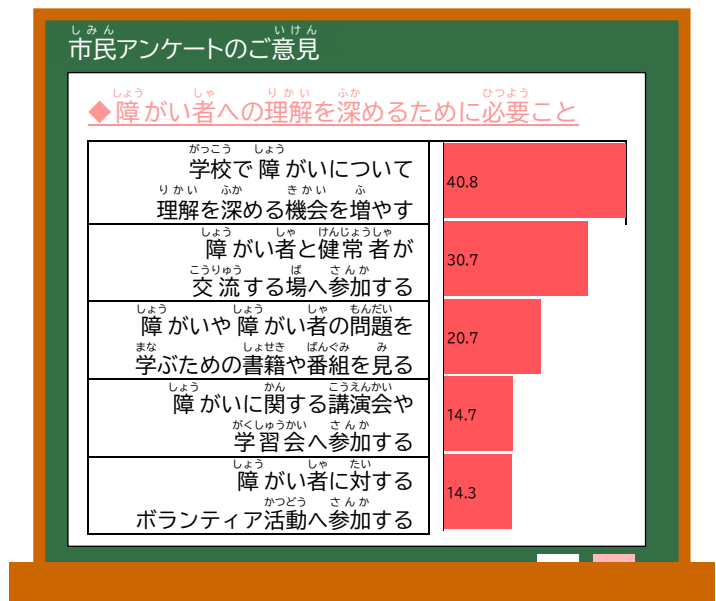
かつどうしひょう  
◆◆活動指標◆◆

こうもく 項目	ほうこうせい 方向性	きじゅんち 基準値 (R4)	ちゅうかんもくひょう 中間目標 (R8)	もくひょうち 目標値 (R11)
ほいくしやとうほうもんしえんじぎやう りやうしやすう 保育所等訪問支援事業の利用者数 (1ヶ月あたりの実利用人数)	↑	10人	15人	20人
いりやうてき じ う い じどうはつたつ 医療的ケア児を受け入れる児童発達 しえんじぎやうしよ ほうかごとう 支援事業所および放課後等デイサー ビス事業所の数	↑	2か所	4か所	6か所

◆◆おもしざく (しんきしざく) ◆◆  
◆◆主な施策(新規施策)◆◆

じっし  
ペアレント・トレーニングの実施

はつたつしやう しんだん また かのうせい こ そだ いくじ ふあん かん  
発達障がいと診断されている又は可能性のある子どもを育てており、育児に不安を感じている  
ほごしやとう たい じっし こ すこ はつたつおよ ほごしやとう こそだ  
保護者等に対してペアレント・トレーニングを実施し、子どもの健やかな発達及び保護者等の子育てに  
たい ふあんかいしやう つと  
対する不安解消に努めます。



# 5. 第7期 障害福祉計画

## 成果目標の設定

国の基本指針を踏まえつつ、実績並びに本市の実情を勘案し、成果目標を設定しました。

また、障害者の雇用・就労に向けた施策を推進していることから、国の指針を上回る基準を設定しています。(\*)

成果指標	目標値
施設入所者の地域生活への移行	7人
施設入所者の地域生活移行者数	6人
精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	年4回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	12人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	年1回
地域生活支援拠点の運用状況の検証・検討回数	年3回
強度行動障がい有する方に関する支援体制の整備のための検討回数	*50人
就労移行支援等を利用した一般就労への移行者数	*41人
就労移行支援事業を利用した一般就労への移行者数	*5人
就労継続支援A型を利用した一般就労への移行者数	*5人
就労継続支援B型を利用した一般就労への移行者数	50%
一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所の割合	39人
就労定着支援事業の利用者数	25%
就労定着率が7割以上となる事業所の割合	4人
主任相談支援専門員の配置人数	75件
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言の件数	100件
相談支援体制の充実・強化等	100回
基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	3回
基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	4人
協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	2回
市職員が障害福祉サービス等に係る各種研修への参加人数	2回
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	随時
指導監査結果の関係市町村との共有	

# しょうがいふくし とう みこみりょうおよ かくほ ほうさく 障 害 福 祉 サービス 等 の 見 込 量 及 び 確 保 の 方 策

障がい者が、身近な地域でニーズに応じたサービスを安心して利用することができるよう、令和6年度から令和8年度までの各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み及びその見込量を確保するための方策を定めます。

## ◆ ほうもんけい みこみりょう かくほほうさく 訪問系サービスの見込量と確保方策

- ・ 障害福祉サービスの利用者の増や介護者の高齢化などにより、必要なサービス量の増加が予想されます。引き続き介護保険サービス提供事業者に対し、障害福祉サービスへの参入に働きかけるほか、市外に所在する事業所を活用し、サービス提供体制の拡大を図ります。
- ・ 介護人材を確保するため、関係機関と連携し人材の育成を図ります。

	たんい 単位	じっせきち 実績値			みこみりょう 見込量		
		れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
きょたくかいご 居宅介護	じかん/つき 時間/月	2,339	2,372	2,615	2,808	2,970	3,096
	にん/つき 人/月	121	130	135	156	165	172
じゅうどほうもんかいご 重度訪問介護	じかん/つき 時間/月	1,378	1,331	1,216	1,350	1,620	1,620
	にん/つき 人/月	5	5	5	5	6	6
どうこうえんご 同行援護	じかん/つき 時間/月	348	394	358	394	405	416
	にん/つき 人/月	20	20	20	20	22	24
こうどうえんご 行動援護	じかん/つき 時間/月	50	88	118	180	180	210
	にん/つき 人/月	2	4	6	6	6	7

※P14～19 までの令和5年度の数値は見込みの数値になります。

※P14～19 までの単位は次のとおりです。

時間/月：1 か月当たりのサービス提供時間

人日/月：1 か月当たりの延べ提供日数

人/月：1 か月当たりの実利用人数





## ◆日中活動系サービスの見込量と確保方策

- 計画相談支援により、必要な人に必要なサービスが提供されるように努めます。
- 障がい者の働きたいという希望や親なき後の自立を支援するため、就労に関する相談から企業への開拓など総合的に取り組む「障がい者の雇用・就労支援拠点」を創設し、障がい者の就労促進を進めていきます。
- 強度行動障がい者を対応できる体制づくりを進めます。
- 介護者の高齢化や親なき後を見据え、緊急時の受け入れができる短期入所事業所(ショートステイ)の確保に努めます。

	たんい 単位	じっせきち 実績値			みこみりょう 見込量		
		れいわ 令和3年度	ねんど 令和4年度	ねんど 令和5年度	れいわ 令和6年度	ねんど 令和7年度	ねんど 令和8年度
せいかつかいご 生活介護	にんにち つき 人日/月	5,892	5,964	6,417	6,585	6,914	7,274
	にん つき 人/月	302	308	325	329	336	342
じりつくんれん 自立訓練 (機能訓練)	にんにち つき 人日/月	41	47	63	103	123	123
	にん つき 人/月	2	3	4	5	6	6
じりつくんれん 自立訓練 (生活訓練)	にんにち つき 人日/月	211	204	183	269	288	307
	にん つき 人/月	11	11	10	14	15	16
しゅうろうせんたくしえん 就労選択支援	にんにち つき 人日/月	-	-	-	-	266	546
	にん つき 人/月	-	-	-	-	19	39
しゅうろういこうしえん 就労移行支援	にんにち つき 人日/月	1,105	944	856	1,169	1,274	1,379
	にん つき 人/月	59	53	47	64	70	75
しゅうろうけいぞく 就労継続 支援(A型)	にんにち つき 人日/月	1,668	2,110	2,555	2,910	3,380	3,889
	にん つき 人/月	81	104	126	144	167	193
しゅうろうけいぞく 就労継続 支援(B型)	にんにち つき 人日/月	5,207	5,592	6,276	6,810	7,544	8,686
	にん つき 人/月	309	327	350	361	385	410
しゅうろうていやくしえん 就労定着支援	にん つき 人/月	14	18	22	25	28	31
りょうようかいご 療養介護	にん つき 人/月	19	19	17	20	20	20
たんきにゅうしょ 短期入所 (福祉型)	にんにち つき 人日/月	573	574	664	640	646	650
	にん つき 人/月	92	97	103	114	115	115
たんきにゅうしょ 短期入所 (医療型)	にんにち つき 人日/月	3	11	6	31	31	31
	にん つき 人/月	1	3	2	8	8	8

## ◆居住系サービスの見込量と確保方策

- グループホームについては、障がい者の地域での自立した生活を支援するため、また、親なき後を見据えた支援を進めるにあたり、引き続き新規開設時に必要となる初期費用や初年度備品に対する補助を実施するほか、基準以上の支援員の配置における報酬の助成や利用者定員の欠員分の家賃補助を支援することにより、グループホームの供給拡大に努めます。
- 施設入所支援については、グループホームを利用することが困難な障がい者の暮らしの場として重要な役割を持つことから、真に施設入所の利用が必要な障がい者が安心して入所できるよう、関係機関と連携しつつ、一定の定員の確保に努めます。
- 障がい者がグループホーム等から一人暮らしへ移行するとき、安心して地域生活ができるよう、定期的に巡回する自立生活援助事業所の開設を促進していきます。

	たんい 単位	じっせきち 実績値			みこみりょう 見込量		
		れいわ 令和3年度	ねんど 令和4年度	ねんど 令和5年度	れいわ 令和6年度	ねんど 令和7年度	ねんど 令和8年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1
共同生活援助	人/月	148	173	190	195	201	208
施設入所支援	人/月	113	108	110	106	104	103

## ◆相談支援の見込量と確保方策

- 地域における相談支援の中核的な役割を担う市障がい者基幹相談支援センターを中心に、委託相談支援事業所、計画相談支援事業所と密に連携し、地域の相談支援体制の充実を図るとともに、市民にわかりやすい相談窓口づくりを進めます。
- 障害福祉サービスの利用者が増えており、計画相談支援事業所の開設誘致を図っていきます。
- 地域移行支援、地域定着支援事業所の開所により長期入院の精神障がい患者等の地域移行を進めていきます。

	たんい 単位	じっせきち 実績値			みこみりょう 見込量		
		れいわ 令和3年度	ねんど 令和4年度	ねんど 令和5年度	れいわ 令和6年度	ねんど 令和7年度	ねんど 令和8年度
計画相談支援	人/月	272	255	282	319	343	367
地域移行支援	人/月	1	1	2	5	5	5
地域定着支援	人/月	0	0	0	3	3	3

## ◆地域生活支援事業の実施に関する事項

	たんい 単位	じっせきち 実績値			みこみりよう 見込量				
		れいわ	ねんど	れいわ	ねんど	れいわ	ねんど	れいわ	ねんど
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
じはつてきかつどうしえんじぎょう 自発的活動支援事業 (交流スペースの設置箇所数)	か所	2	2	3	3	3	3		
そうだんしえんじぎょう 相談支援事業の 実施箇所数	か所	5	5	5	5	5	6		
せいねんこうけんせいど 成年後見制度 実利用人数	人/月	6	10	11	15	15	15		
しゅわつうやくしゃ・要約 手話通訳者・要約 筆記者の派遣回数	回/年	924	1,189	1,229	1,266	1,304	1,343		
しゅわつうやくしゃ 手話通訳者の 配置人数	人	1.2	1.2	1.6	1.6	1.6	1.6		
かいご・くんれんしえんようぐ 介護・訓練支援用具	件/年	5	3	6	6	6	6		
じりつせいかつしえんようぐ 自立生活支援用具	件/年	12	15	21	21	21	21		
ざいたくりようどうしえんようぐ 在宅療養等支援用具	件/年	33	30	28	35	35	35		
じょうほう・いしそつうしえんようぐ 情報・意思疎通支援用具	件/年	26	22	21	26	26	26		
はいせつかんりしえんようぐ 排泄管理支援用具	件/年	3,112	3,047	3,050	3,060	3,070	3,080		
きょたくせいかつどうさほじょようぐ 居宅生活動作補助用具	件/年	1	0	3	3	3	3		
しゅわほうしんいんようせい 手話奉仕員養成 研修事業 (派遣登録を行う人数)	人/年	0	0	1	1	1	1		
いどうしえんじつりにんずう 移動支援実利用人数	人/年	206	209	212	223	226	230		
いどうしえんのりようじかんすう 移動支援延べ利用時間数	時間/年	24,962	28,706	29,256	31,047	31,466	32,022		
ちいきかつどうしえん 地域活動支援 センター実利用人数	人/年	106	96	103	110	110	110		
ほうちんにゆうやく 訪問入浴サービス 事業(延べ回数)	回/年	143	227	324	324	337	350		
にっちゅういちじしえんじつりにんずう 日中一時支援実利用人数	人/年	155	151	156	161	166	171		
にっちゅういちじしえん 日中一時支援 のりようじつすう 延べ利用日数	日/年	1,700	1,728	1,810	1,810	1,850	1,910		

# 6. 第3期障がい児福祉計画

## 成果目標の設定

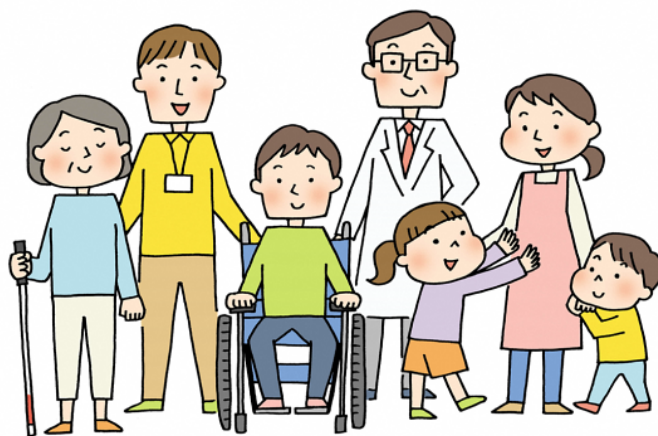
第3期障がい児福祉計画では、国の基本指針を踏まえ、障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築や医療ニーズへの対応について成果目標を設定します。

成果指標	目標値
障がい児に対する重層的な地域支援	1か所
特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制の整備	15人/月
障害児通所支援事業所等のサービスの質を向上させる取組	各2か所
発達障がい児等及び家族等への支援体制の確保	3人
	3回/年
	20人/年

## 障害児通所支援等の見込量及び確保の方策

- ・児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、見込量に対して供給量が不足とならないよう、県の実施する総量規制にあわせ、供給量の調和を図るよう努めていきます。
- ・重症心身障がい児や医療的ケアを必要とする障がい児など、特別な支援が必要な児童に対する支援体制について、本市のサービス提供状況を把握し、不足するサービスを提供できる障害児通所支援事業所の確保に努めます。
- ・保育所等訪問支援については、保育所や学校などと連携を図りながら、障がい児に集団生活への適応に必要な支援を行っていきます。
- ・関係機関による連携、協議の場で、継続して見込み量確保の方策、社会資源の検討を進めていきます。
- ・障害児相談支援については、利用者の利便性を考慮し、設置が少ない北部地域での障害児相談支援事業所確保の取組を進めます。

	たんい 単位	じっせきち 実績値						みこみりょう 見込量					
		れいわ ねんど 令和3年度		れいわ ねんど 令和4年度		れいわ ねんど 令和5年度		れいわ ねんど 令和6年度		れいわ ねんど 令和7年度		れいわ ねんど 令和8年度	
		人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月	人日/月	人/月
じどうはつたつしえん 児童発達支援	にんにち つぎ 人日/月	2,890	3,030	3,177	3,331	3,492	3,661						
	にん つぎ 人/月	361	381	402	424	448	473						
ほうかごとう 放課後等 デイサービス	にんにち つぎ 人日/月	4,906	5,613	6,422	7,347	8,406	9,618						
	にん つぎ 人/月	533	606	689	783	891	1,013						
ほいくしょとう 保育所等 訪問支援	にんにち つぎ 人日/月	10	10	10	11	13	15						
	にん つぎ 人/月	10	10	10	11	13	15						
きょたくほうもんがた 居宅訪問型 児童発達支援	にん つぎ 人/月	0	0	1	1	1	1						
しょうがいじそつだん 障害児相談 支援	にん つぎ 人/月	184	186	199	212	227	243						
いりょうてき 医療的ケア児 に対する関連 分野の支援を 調整するコ ーディネータ ーの配置人数	にん 人	1	1	1	1	1	3						



## 7. 計画の推進体制

### 各主体の役割

本計画の推進にあたっては、障がい者をはじめ、市民、障がい者団体や障害福祉サービス等事業者、企業等、そして行政を、障がい者施策を推進していく主体として位置づけます。それぞれが自らの役割を果たしながらお互いに連携し、一体となって障がい者福祉の向上に取り組んでいくことが重要です。

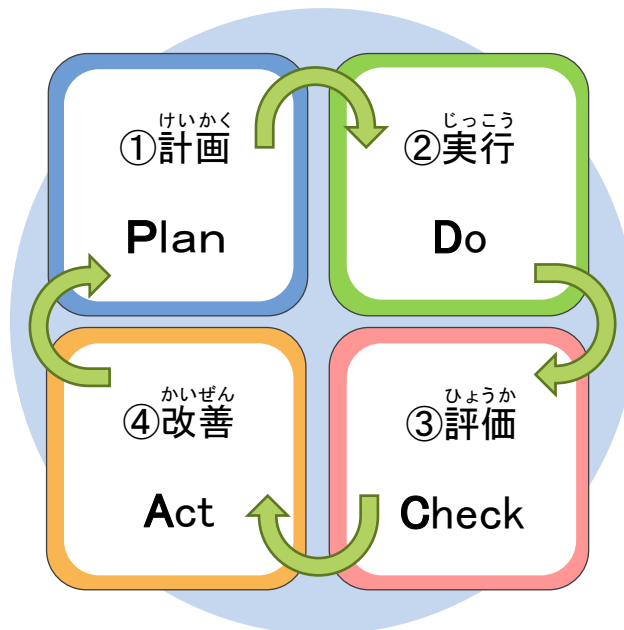
### 計画の進捗状況の管理、評価

本計画の推進にあたっては、PDCAサイクルに沿って施策を実施し、進捗状況及び成果指標の達成状況などについて点検、評価を行い、必要に応じて計画を見直し、施策に反映します。

#### 〈PDCAサイクルとは〉

さまざまな分野・領域における品質改善や業務改善などに広く活用されているマネジメント手法で、「計画（Plan）」、「実行（Do）」、「評価（Check）」、「改善（Act）」のプロセスを順に実施していくものです。

#### ■PDCAサイクルのイメージ



かわにしししょう しや がいようぼん  
川西市障がい者プラン2029 概要版

へんしゅう はっこう かわにしし ふくしふ しょうがいふくしか  
■編集・発行／川西市 福祉部 障害福祉課

れいわ ねん がっさくてい れいわ ねん がつはっこう  
令和6年3月策定(令和6年4月発行)

ひょうごけんかわにししちゅうおうちよう ぼん ごう  
兵庫県川西市中央町12番1号(〒666-8501)

でんわ  
電話:(072)740-1178 FAX:(072)740-1311

E-mail:kawa0149@city.kawanishi.lg.jp

かわにししししょう しや  
川西市障がい者プラン 2029

じぶん かがや く つづ  
自分らしく輝き ともに暮らし続けられる

きょうせいしゃがい じつげん  
共生社会の実現

かわにし 新時代へ